

2025年12月

「ソーシャルレンディング・プラットフォーム運営者のゲートキーパー責任」

第10期 客員研究員
立命館大学法学部 准教授
岩淵 重広

要 約

本稿は、ソーシャルレンディング（以下、「SL」という。）に関する裁判例を素材に、第2種金融商品取引業者であるSL事業者がその運営するプラットフォームを利用した投資者との関係で負うべき私法上の義務の具体的な内容や果たすべきゲートキーパーとしての責任・役割について考察するものである。

SLは、貸付型（融資型）クラウドファンディング等とも呼ばれるものであるが、その基本的な発想は、資金提供者と資金需要者を、オンライン上のプラットフォームにてマッチングさせるというものである。ただし、わが国では、貸金業法との関係から、資金提供者が資金需要者に対し直接に貸付けをするというスキームは利用されておらず、一般的には、資金提供者と資金需要者の間に別の事業体（ファンド）が介在する形がとられる。そのため、SL事業者は、資金需要者への貸付けをするファンドと資金提供者のマッチングのための場の運営者として存在することとなり、そのような場の運営者として、SL事業者はファンドの審査を行うこと等が求められることになっている。

このようなSLは、銀行が融資できない事業等への資金供給手段として期待されていたところでもあったが、それに棹差すように、わが国のSLでは投資被害と呼べる事案が相次いで発生するに至った。この結果、被害を受けた投資者による民事訴訟が提起され、プラットフォームの運営者であるSL事業者に対してもゲートキーパーとしての責任を問う形での不法行為責任の追及がなされるに至った。このとき、争点となっていたのは、SL事業者がファンドの融資先（最終貸付先）に対しても何らかの審査をすべきかどうか、実施するとして、どのような方法でなされるべきかという点等であった。

もっとも、上記の点が争われた裁判例の不法行為責任の成否に関する判断は、ほぼ同一の事実関係を前提とする場合でも異なるものとなっている。このような状況からは、ほぼ同一の事実関係であるにもかかわらず、不法行為責任の成否についての判断が異なるのはなぜか、という疑問が生じることになる。さらに、そういった違いがあることからすれば、いずれの立場が妥当なのか、すなわち、金融商品取引法上の第2種金融商品取引業者にあたるSL事業者が、投資者との関係で果たすべきゲートキーパーとしての役割とはどうあるべきなのかという疑問が生じることにもなろう。本稿は、このような問題意識から裁判例を分析し、SL事業者が投資者との関係で負うべき義務内容について考察した。

その結果、裁判例における不法行為責任の成否に関する相違は、SL事業者が当該スキームとの関連で実際に有していた認識（最終貸付先での資金使途やファンドの審査体制等に関する認識）についての認定の違いから生じていたことが明らかになった。それゆえ、裁判例ごとに、SL事業者が投資者との関係で負う一般的な義務内容についての理解に大きな相違はなく、また、一般的に要求されるのは、ファンドに対する審査を行うこと等であった。その一方で、上記のような事情が認定された場合には、SL事業者は、ファンドが融資した最終貸付先に対する審査等を要求されること等もあった。その上で、本稿は、裁判例のこのような傾向についての妥当性を検証し、SL事業者がファンドの最終貸付先に対する審査やチェックを直接に実施する場合に必要となるコストを考慮すれば、その立場には合理性があると結論付けた。

（掲載誌：岩淵重広「ソーシャルレンディング・プラットフォーム運営者のゲートキーパー責任」立命館法学 420・421号（2025年12月25日）99-140頁）

- （注） 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用（転用・複製等）及び改変を行うことはできません。
- 2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。